

島根林業魅力向上プログラム実施要領

平成30年3月7日付け林第1094号	制 定
令和 2年3月3日付け林第1059号	一部改正
令和 3年2月1日付け林第 981号	一部改正
令和 3年4月1日付け林第 158号	一部改正
令和 3年9月2日付け林第 499号	一部改正
令和 6年3月18日付け林第988号	一部改正

第1 島根林業魅力向上プログラムの目的

林業事業体の体質強化のためには、林業事業体が自ら示す原木増産、林業就業者の増員、伐採と再生林の連携等の経営方針や、職員の福利厚生制度等の充実などによる職場の魅力アップ活動、また、昇給昇任等のキャリアアップシステムの導入等を含めた労働条件の改善などが必要であり、島根林業魅力向上プログラム（以下「プログラム」という。）はこれら課題に官民一体となって取り組んでいくことを目的とする。

なお、プログラムに参画し登録された事業体については、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」における「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体とみなすこととする。

また、経営体質強化や事業規模拡大等に対し、集中的な支援を行うものとする。

第2 林業事業体の登録

(1) 林業事業体は、第3に定めるプログラムへの参画を申請し、別表の登録基準により審査の上、島根県知事（以下「知事」という。）の登録を受けることができるものとする。

(2) 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

第3 参画の申請

(1) 第2(1)の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる①～⑤の事項等を記載した別紙様式1のプログラム参画申請書及び様式6のコンプライアンスの確保に関する誓約書を知事に提出するものとする。

- ①経営方針
- ②事業体の魅力アップ
- ③林業就業者のキャリアアップシステム
- ④しまね林業士資格試験エントリー計画
- ⑤コンプライアンスの確保に関する誓約書

なお、④のしまね林業士資格試験エントリー計画については、別途定める、しまね林業士制度（資格試験）実施要領に基づくものとする。

(2) 第2(2)の登録の更新を受けようとする者（以下「登録更新申請者」という。）

は、第3（1）の書類を登録期間満了日の1ヵ月前までに知事に提出するものとする。

第4 登録の実施

（1）知事は第3による申請があった場合において、当該申請の内容が別表の申請事項及び登録基準等に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿に登録し、名簿を島根県ホームページにより公表するものとする。

①登録番号及び登録年月日

②登録情報の変更年月日

③事業体名、代表者職氏名、主たる事務所の所在地、連絡先、業務エリア

なお、上記①～③以外の申請内容の情報開示については、登録申請者の了承をもって行うものとする。

（2）知事は、前項の規定による登録又は更新の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者又は登録更新申請者に通知するものとする。

第5 変更の届出

（1）名簿に登録された林業事業体（以下「登録事業体」という。）は、第3により申請した内容に変更があったときは、別紙様式4により知事に届け出るものとする。

（2）知事は前項の規定による届出があった場合において、その内容が登録基準等に適合すると認めるときは第4に準じて登録するものとする。

第6 取組推進と進捗状況の把握

（1）隠岐支庁農林水産局長、各農林水産振興センター所長、各農林水産振興センター地域事務所長（以下「センター等」という。）は、登録事業体の取組目標達成に向けた指導を行う。

（2）登録事業体は、前年度の取組状況を別途定める様式により次年度4月20日までにセンター等へ提出する。センター等は登録事業体の取組状況を取りまとめ、4月末までに林業課長に報告する。

第7 登録の抹消

（1）知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

①登録事業体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合。

②登録事業体からの申し出があった場合

③登録又は変更登録の内容に虚偽の内容が確認された場合

④第6の規定に基づく達成状況報告を行わない場合

⑤達成状況が特段の理由もなく著しく低調な場合

⑥林業生産活動が実施されていない場合、コンプライアンスが確保されていないと見なされる場合

なお、⑤の特段の理由とは、登録事業体の責めに帰すことができない社会的又は経済的環境の変化等とし、著しく低調とは各年度の数値実績が計画の5割未満、又はプログラムに基づく取組みが未実施の場合とする。

(2) 知事は、前項の規定による登録の抹消をしたときは、遅滞なくその旨を別紙様式5により登録事業体に通知するものとする。

第8 書類の提出

登録申請者又は登録事業体が知事へ提出する第3及び第5の書類の提出先は、隠岐支庁農林水産局、各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所とする。

「島根林業魅力向上プログラム」申請事項及び登録基準等

申請事項	登録基準等
基本情報	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業事業体（林業経営体）の名称 ・ 代表者職氏名 ・ 主（従）事務所所在地（連絡先） ・ 事業エリア 	<p>林業事業体（林業経営体）であること （委託・請負による事業実施者や個人も含む）</p> <p>島根県内であること</p> <p>島根県内であること</p>
1 経営方針	
<p>(1) 経営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業量等拡大方針 ②処遇改善方針 ③経営指標 	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な内容となっていること。 ②適切な内容となっていること。 ③売上高（取扱高）、売上高経常利益率、労働生産性、コスト削減率等々、事業体独自の目標が適切に設定されていること。
<p>(2) 原木増産・造林計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原木生産量 ②原木供給先 ③造林面積 	<ul style="list-style-type: none"> ①原木生産、造林実績の証明できる資料を添付し、原木生産目標が申請前年度末値以上となっていること（但し、申請前年度末原木生産量が 5,000 m³未満の場合は3年後に概ね1割以上増加させる目標となっていること）。 ②原木供給先には、供給先（発電所等含む）との安定供給協定等（3年後までの見込みも含む）に基づくものがあること （1（4）に取り組むことでも可） ③実績等から適切な内容となっていること。
<p>(3) 伐採・造林の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連携事業体名 ②協定、一貫作業 	<ul style="list-style-type: none"> ①伐採又は造林で何らかの形で連携する事業体があること（森林組合は複数あること、また、伐採から造林が同一事業体の場合はその旨の記載があること）（3年後までの予定でも可）。 ②県の定めるガイドラインに基づく、協定か一貫作業の実施を有すること（3年後までの予定でも可）。
<p>(4) 生産管理</p>	<p>作業システムのコスト分析等生産管理を実施（3年後までの見込みを含む）していること。 （1（2）②に取り組むことでも可）</p>

(5) ICT等の活用による業務の効率化	①県の森林クラウドシステムに参画すること ②木材需給情報伝達システムに参画すること ③ICT 機器等の導入による業務の効率化を図ること（3年後までの予定でも可）。
(6) 主な林業機械の保有状況	事業規模に見合った林業機械を有していること（3年後までの予定でも可）。
(7) 常雇用技能（現場）職員配置計画	常勤雇用目標合計が申請前年度末値以上となっていること（但し、高性能林業機械の導入、一貫作業等生産性の向上により、原木生産・造林目標が達成可能な場合はこの限りではない）。また、原木生産量、造林量に見合った人数になっていること。
2 事業体の魅力アップ	
(1) 労働条件改善 (2) 就労環境改善 (3) 労働安全対策 (4) 広報活動等	就労環境改善、労働条件改善のための新たな取り組みや、既存の取り組みの強化拡充が (1) (2) 合わせて3つ以上計画されていること。 (3) (4) がそれぞれ1つ以上計画されていること。（原則として3年以内に導入し、取り組みが広くPRされること）
3 林業就業者のキャリアアップシステム	
(1) しまね林業士制度を取り入れたキャリアアップの基本方針	適切な内容となっていること。
(2) しまね林業士に期待する役割	適切な内容となっていること。
(3) しまね林業士資格試験エントリー計画	就業者の経験年数に合わせた資格試験にエントリーする計画があること。
(6) キャリアアッププログラム(現状)	キャリアアッププログラムの現状が記載されていること。
(7) キャリアアップ改善プログラム	しまね林業士制度が改善プログラムのどこかで運用されていること（しまね林業士以外の改善プログラムが申請時点で計画できない場合は現状を記載し、適宜変更で対応すること）。
4 コンプライアンスの確保	法令に違反し、役員等の逮捕や逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年以上を経過していること。 万が一法令に違反し、事案が重大・悪質な場

	合であっても、再発防止策が確実に行われること。 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けた者でないこと。 森林経営が適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為を行うおそれがないこと。
--	---

上記のほか、別紙様式1のプログラム参画申請書記載例を参考に各事業体が独自に作成すること。

なお、別紙様式1の記載例のキャリアアップ改善プログラムの部分についてはモデルプログラムとしているので作成の参考にされたい。

様式3

島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿への登録通知書

年 月 日

殿

島根県知事

年 月 日付けで参画申請のあった島根林業魅力向上プログラムについて、登録事業体名簿に登録したので通知します。

島根林業魅力向上プログラム変更届出書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで登録された島根林業魅力向上プログラムについて、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
※島根林業魅力向上プログラム参画申請書の朱書修正等により変更内容を記載
- 2 変更の理由

島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿の登録取消通知書

年 月 日

殿

島根県知事

年 月 日付けで登録した貴殿の島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿は下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由

コンプライアンスの確保に関する誓約書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地
名 称
代表者氏名

コンプライアンスの確保に関する誓約書

私は、島根林業魅力向上プログラムへの参画に際し、コンプライアンスの確保について、下記のとおり誓約します。

記

1. 法令を遵守します。
 - ・私は、1年以内に、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者ではありません。
 - ・万が一、重大・悪質な事案が発生した場合は、再発防止に向けた取組を確実に実施します。
2. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けていません。
3. 伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン（島根県）に沿った取組を推進します。
4. 森林の経営管理を適切に行い、森林所有者や関係者に対し誠実な行動に努めます。